

〔平成二十年六月十日
参議院内閣委員会〕

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、インターネットが、青少年を含む全ての人々にとつて、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となつていることに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること。
- 二、内閣総理大臣のリーダーシップの下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に關し、政府一体となつて、広報啓発活動を積極的にを行い、広く周知徹底を図ること。
- 三、情報リテラシー・モラル教育を学校教育等あらゆる機会を利用して拡充するとともに、保護者等への更なる理解の浸透を図ること。
- 四、フィルタリングの基準設定の内容によつては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たつては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。
- 五、本法第三十条各号に定める者の自主的、主体的な取組を最大限尊重するとともに、それらの者に対し、財政支援等を行うよう努めること。

六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタ

リングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

七、インターネット上の違法情報対策については、本法の措置に基づき民主導の取組を注視すること。また、公務員の告発義務から行う司法手続きを基本とした対応を行うこと。

八、海外から発信されるインターネット上の違法有害情報対策に関する国際協力の在り方について、広く検討すること。

右決議する。